

生活保護ケースワーカーの専門職化についての考察

○ 青梅市役所 氏名 増田博司 (会員番号 8598)

キーワード3つ：生活保護, ケースワーカー, 社会福祉士

1. 研究目的

厚生労働省の被保護者調査によれば、2015年1月（概数）における我が国の被保護実人員は217万242人、被保護世帯数は161万8,817世帯となっており、ともに制度施行後、過去最多を更新し続けている状況にある。

このように増加し続けている被保護者の支援を担っているのが生活保護ケースワーカー（以下、「CW」という）である。

生活保護事務は、地方自治体で処理されるべき第一号法定受託事務とされていることから、CWの多くは人事異動により一般事務職員がCWとして配属されていることが多い。

このため、従来からCWのほとんどが任用資格である社会福祉主事の資格しか有しておらず、かつ、人事異動により数年程度で他の部署に異動するため、我が国のCWは専門性が不足していると指摘されてきた。

また、上述のとおり近年の被保護者の増加に対してCWの配置が追いつかず、市部の福祉事務所のCWは、社会福祉法第16条に定められている標準数の80世帯を大きく上回る100世帯以上を抱えている場合もあり、被保護者に対する支援が適切に実施することが困難な状況にあるとともに、CWが業務多忙で心身ともに疲弊しているとも指摘されている。

CWの専門性の不足については、先行研究において福祉専門職の採用や、CWが保有すべき資格を社会福祉主事からより専門性の高い社会福祉士にするべきであると指摘する意見がある。

なるほど、確かに単なる任用資格である社会福祉主事と比較し、国家資格である社会福祉士であればより高い専門性を有していることから、社会福祉士を福祉専門職として地方自治体が採用することにより、CWの専門性を高め、増加し続けている被保護者に対する支援を十分に担うことが可能になると発表者自身も考える。

しかしながら、ではなぜ、従来からこのように指摘され、当たり前とも思われるCWの専門職採用やCWの社会福祉士有資格者の割合を高めることが、一部の福祉事務所を除き実現できていないのであろうか。

そこで発表者は、先行研究や自身の現場経験を踏まえつつ、本研究によりCWの専門職化に対する阻害要因や構造的な問題を考察することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

先行研究におけるCWの専門性を高めるための主な施策は次の2点である。

まず1点目は、CWが保有すべき資格を従来の社会福祉主事から社会福祉士へ引き上げること。

2点目は、従来からほとんどのCWが人事異動により配属された一般事務職員であり、数年程度で他の部署に異動することから、福祉専門職を採用すべきとする提案である。

発表者はこれら先行研究の指摘を整理しつつ、厚生労働省等の福祉事務所に関するデータや地方自治体の現状を参考とし、上述の2つの提案がすべての福祉事務所において実現可能な施策であるのか、また実現するためにはどうすべきかを考察する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に従って実施している。

4. 研究結果

厚生労働省の2009年福祉事務所現況調査の概要によれば、市部のCWの配置標準数に対する充足率は88.2%であり、資格の取得率については社会福祉主事が74.2%であるのに対し、社会福祉士は4.6%、精神保健福祉士は0.5%でしかなかった。

また、市部のCWの約63%は3年未満の経験年数しか有していない状況にあった。

この結果を見る限り、確かに先行研究で指摘されているとおりCWの専門性を高めるためには、一般事務職員をCWとして配属させるのではなく、社会福祉士等の有資格者を福祉専門職として採用する必要性を感じざるを得ない。

しかしながら、地方自治体においては政令指定都市のような数百人のCWを有する自治体から人口5万人未満で数名のCWのみの自治体が存在するなど、地方自治体の規模に大きな差があるのが現状である。加えて行政改革や少子高齢化による人口減少といった課題も抱え、自治体職員を削減する方向で進んでいるなか、一部の地方自治体を除き、すべての地方自治体が新たに福祉専門職を採用することは非常に困難であると考えられる。

また、社会福祉士の登録者数は都道府県によりばらつきが見られ、地域により社会福祉士の必要数を確保できるかといった課題もある。

このような状況から、被保護者の増加や生活困窮者自立支援法の施行により社会福祉士採用のニーズはあるものの、財政的な問題等から正規職員としての採用ではなく、嘱託職員や任期付職員で対応している地方自治体が多い状況にあると考える。一方、社会福祉士としては、このような雇用条件では報酬が低く、安定した雇用が望めないことから応募に躊躇せざるを得ず、地方自治体が人材確保に苦慮するといった負のスパイラルに陥っている。

5. 考察

CWの専門性を高めるには、単に地方自治体側に社会福祉士の福祉専門職の採用を求めるだけでなく、福祉専門職の採用を可能にさせるような制度設計や支援が求められる。例えば、CWが最低でも標準数に近い世帯を支援できるような人員体制、採用した社会福祉士が業務に専念できるような雇用条件の改善、すべての実施機関が社会福祉士を配置できるような社会福祉主事からのステップアップなども併せて実施されるべきである。

また、将来的にはCWの質と専門性を更に高めるためには、福祉事務所の再編も含めた検討が必要となろう。